

三重県後期高齢者医療広域連合

広域計画（第4期）

令和4年3月

令和6年11月改正

三重県後期高齢者医療広域連合

目 次

1 広域計画（第4期）の策定にあたって	1
2 基本方針	3
3 広域連合及び関係市町が行う事務	4
4 広域計画の期間及び改定	7

1 広域計画（第4期）の策定にあたって

（1）広域計画の趣旨

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定に基づき策定するもので、後期高齢者医療制度の運営にあたって、三重県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び三重県内全市町（以下「関係市町」という。）が相互に役割を担い、連携を図りながら施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めるものです。

広域連合及び関係市町は、広域計画に基づいてその事務を処理するにしなければならず、広域連合長は、関係市町の事務処理が広域計画の実施に支障があり、または支障をきたす恐れがあると認められる場合には、広域連合議会の議決を経て、関係市町に対して必要な措置を講ずることを勧告するなど、広域計画の実行性の確保を図ります。

今回策定する広域計画（第4期）は、平成29年度から令和3年度までの5カ年の広域計画を継承しつつ、今日の現状や課題を踏まえ策定します。

また、三重県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定により、次の項目について定めます。

- ① 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること
- ② 広域計画の期間及び改定に関すること

（2）現状と課題

国の推計による人口増加率は2040年までを展望すると、高齢者人口全体の伸びは0.1%～0.9%で落ち着いて推移するものの、団塊の世代が後期高齢者入りする令和4年度から数年間、75歳以上の増加率が一時的に高まります。特に令和4年度から3年間は、令和3年度の0.5%から毎年4.1%、4.2%、3.9%と急増が予想されています。

それに対し、15歳～64歳の人口増加率はマイナス0.6%からマイナス1.7%へと漸減していくと推計されています。

三重県においては、令和2年10月1日現在の65歳以上人口は52万2千人で、人口177万人に対する高齢化率は29.5%となっており、全国平均より高齢化が進んでいます。令和7年度には75歳以上人口が31万8千人、5.4人にひとりが75歳以上と大幅な増加が見込まれます。

三重県後期高齢者医療制度の被保険者数は、令和2年度末現在27万5千

人、後期高齢者医療費総額は2, 269億円で一人あたりの医療費は82万4千円で全国順位34位と平均より低い状況にあるものの、医療の高度化や被保険者の高齢化に伴い、医療費総額は今後も増加するものと思われます。

令和3年6月、「全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、これまでの社会保障構造から、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度に見直されたことから、将来にわたり被保険者が安心して医療を受けることができるよう、安定かつ適正な財政運営が求められています。

また、医療費の適正化や保健事業の推進により、制度の一層の充実を図るとともに、変異株が相次いで登場するなど先行きが不透明な新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえて、事業に取り組むことが必要です。

(参考) 三重県の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口 (A)	1,790千人	1,780千人	1,770千人
65歳以上人口 (B)	520千人	523千人	522千人
75歳以上人口 (C)	267千人	274千人	274千人
高齢化率 (B/A)	29.0%	29.4%	29.5%
75歳以上比率 (C/A)	14.9%	15.4%	15.5%
後期高齢者医療被保険者数	267千人	274千人	276千人
後期高齢者医療費	2,239億円	2,332億円	2,269億円
一人あたり後期高齢者医療費 () 内は全国平均	838千円 (932千円)	852千円 (945千円)	824千円 (913千円)

※1 人口は、三重県の統計 データライブラリ（10月1日現在）による。

令和2年度は、令和2年国勢調査による。

※2 後期高齢者医療被保険者数は、後期高齢者医療事業状況報告（月報）による。（10月1日現在）

※3 後期高齢者医療費、一人あたり後期高齢者医療費は、国保中央会発表の速報値による。

2 基本方針

前項の現状と課題を踏まえ、「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」に基づき、広域連合と関係市町は緊密な連絡調整を図りながら、医療費の適正化と制度の適正で円滑な運営に努めるとともに、広域化のスケールメリットを生かした財政の安定化を図ります。

また、被保険者が安心して適正な医療を受けることができるよう、次に掲げる取り組みに重点を置いて取り組みます。

(1) 健全な財政運営

必要な給付費を的確に見込むとともに交付金・補助金制度等を最大限活用し財源の確保を図り、適切な基金の積立てと活用により、安定した財政運営に努めます。

また、保険料については、給付費に見合った保険料率の設定及び適正な賦課を行うとともに、保険料収納率の向上に努め、必要な財源の確保を図ります。

(2) 適切・効率的な事務処理

広域連合と関係市町がそれぞれ役割に応じた事務を適切に行うとともに、密接に連携し効率的・効果的な事務を遂行し、適切・迅速な事務処理に資するため、研修会の開催など職員の資質向上に努めます。

また、被保険者等の個人情報保護に努めるとともに、保険証機能を搭載したマイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムの活用を推進します。

(3) 医療費適正化の推進

高齢化と医療技術の高度化等により、今後も医療費の増加が見込まれるなか、将来にわたり、被保険者が安心して必要な医療サービスを適正に受けられるよう、引き続き第2期保健事業実施計画（以下、データヘルス計画）の推進を通して、医療費適正化に取り組みます。

(4) 保健事業の推進

被保険者の健康保持・増進を図るため、広域連合と関係市町が連携し、データヘルス計画を推進します。

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の県内全市町での実施に向け取り組みを強化します。

②生活習慣病やフレイルの早期発見・早期治療により重症化を予防するた

- め、健康診査の受診率向上に努めます。
- ③口腔機能低下の予防を図り、さらに肺炎等の疾病の予防に繋げるため、歯科健診の受診率向上に努めます。
- ④KDBシステムを積極的に活用し、健康増進に努めます。

(5) 広報活動の充実

制度の周知等のため、パンフレットの作成及び配布、ポスターの掲示、ホームページの掲載を行うとともに、関係市町と連携し、市町広報紙やホームページの活用などの広報活動を行います。

3 広域連合及び関係市町が行う事務

後期高齢者医療制度は、広域連合と関係市町が明確な役割分担のもと相互に連携・協力しながら、適正かつ効率的に事務処理を行います。

広域連合と関係市町が行う主な事務は次のとおりです。

(1) 資格に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
<ul style="list-style-type: none">○被保険者の資格管理○被保険者の資格認定○資格確認書等の交付○被保険者に該当する障害の認定	<ul style="list-style-type: none">○被保険者の資格取得、喪失の届出の受付○資格確認書等の交付申請の受付、引渡し及び回収○被保険者に該当する障害認定申請書の受付○住民基本台帳情報等の提供

(2) 医療給付に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
<ul style="list-style-type: none"> ○療養の給付 ○療養費等の支給 ○高額療養費、高額介護合算療養費の支給 ○葬祭費の支給 ○給付制限の決定 ○一部負担金割合の判定 ○基準収入額適用の判定 ○一部負担金の減免、徴収猶予の決定 ○特定疾病療養受療証の交付決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○療養費等申請の受付 ○高額療養費、高額介護合算療養費申請の受付 ○葬祭費申請の受付 ○基準収入額適用の把握 ○一部負担金の減免、徴収猶予申請の受付 ○特定疾病療養受療証交付申請の受付、引渡し及び回収

(3) 医療費適正化に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
<ul style="list-style-type: none"> ○レセプト点検の実施 ○医療費通知の実施 ○データヘルス計画等に基づく医療費適正化事業の実施 ○第三者行為求償事務の実施 ○不正・不当利得への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○データヘルス計画等に基づく医療費適正化事業の実施・連携 ○第三者行為求償届出の受付 ○医療費適正化の広報・啓発・相談

(4) 保健事業に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
○データヘルス計画等に基づく保健事業の実施	○データヘルス計画等に基づく保健事業の実施・連携
○健康診査の実施	○健康診査と集団健診の連携（一部市町のみ）
○歯科健康診査の実施	
○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の市町への委託および支援	○高齢者に対する個別的支援および通いの場等への積極的な関与等による高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施
○後期高齢者医療制度補助金事業等による市町の高齢者保健事業への支援	○地域特性に応じた高齢者保健事業の実施
○無医地区での保健事業の実施	○無医地区での保健事業の実施・連携（一部市町のみ）

(5) 保険料に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
○保険料の決定	○保険料納期の決定
○保険料の賦課	○保険料納入通知書の送付
○保険料収納対策にかかる関係市町への助言・支援	○保険料の徴収 ○督促状、催告書の送付及び滞納処分 ○収納状況・滞納状況の情報提供
○保険料減免・徴収猶予の決定	○保険料の減免・徴収猶予申請の受付 ○所得状況の把握及び情報提供

(6) 制度の周知に関する事務

広域連合の事務	関係市町の事務
○ホームページ、パンフレット等による制度の周知	○関係市町広報紙での広報 ○相談時における周知

4 広域計画の期間及び改定

広域計画（第4期）の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て、随時改定を行うこととします。